

国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 本学における個人情報の取扱い(第3条―第11条)</p> <p>第3章 個人情報ファイル(第12条)</p> <p>第4章 受付(第13条)</p> <p>第5章 開示、訂正及び利用停止</p> <p> 第1節 開示(第14条―第28条)</p> <p> 第2節 訂正(第29条―第37条)</p> <p> 第3節 利用停止(第38条―第43条)</p> <p> 第4節 <u>異議申立て</u>(第44条―第46条)</p> <p>第6章 特定個人情報の取扱いに関する特例(第46条の2)</p> <p>第7章 雑則(第47条―第50条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p> 第4章 受付</p> <p> (受付)</p> <p>第13条 本学が保有する保有個人情報について、次章に規定する保有個人情報の開示、<u>訂正、利用停止及び異議申立て</u>の請求があった場合には、東京農工大学情報公開・個人情報保護室において受け付けるものとする。</p> <p> 第5章 開示、訂正及び利用停止</p> <p> 第1節 開示</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 本学における個人情報の取扱い(第3条―第11条)</p> <p>第3章 個人情報ファイル(第12条)</p> <p>第4章 受付(第13条)</p> <p>第5章 開示、訂正及び利用停止</p> <p> 第1節 開示(第14条―第28条)</p> <p> 第2節 訂正(第29条―第37条)</p> <p> 第3節 利用停止(第38条―第43条)</p> <p> 第4節 <u>審査請求</u>(第44条―第46条)</p> <p>第6章 特定個人情報の取扱いに関する特例(第46条の2)</p> <p>第7章 雑則(第47条―第50条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p> 第4章 受付</p> <p> (受付)</p> <p>第13条 本学が保有する保有個人情報について、次章に規定する保有個人情報の開示、<u>訂正及び利用停止の請求並びに審査請求</u>があった場合には、東京農工大学情報公開・個人情報保護室において受け付けるものとする。</p> <p> 第5章 開示、訂正及び利用停止</p> <p> 第1節 開示</p>	

<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第 25 条 1～3 (略)</p> <p>4 本学は、第 1 項及び第 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、本学は、開示決定後直ちに、当該意見書(第 44 条及び第 45 条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を様式第 13 号により通知しなければならない。</p> <p>第 4 節 <u>異議申立て</u></p> <p>(<u>異議申立て及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問</u>)</p> <p>第 44 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、本学に対し、<u>行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)</u>による<u>異議申立て</u>をすることができる。</p> <p>2 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について<u>異議申立て</u>があったときは、本学は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、様式第 30 号により情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) <u>異議申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>決定で、異議申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第 46 条において同じ。)</u>を取り消し、又は変更し、当該異</p>	<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第 25 条 1～3 (略)</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>第 4 節 <u>審査請求</u></p> <p>(<u>審査請求及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問</u>)</p> <p>第 44 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、本学に対し、<u>行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)</u>(以下「<u>行政不服審査法</u>」という。)による<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>2 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について<u>審査請求</u>があったときは、本学は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、様式第 30 号により情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p>(2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除</u></p>	
---	---	--

議申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 決定で、異議申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。

(4) 決定で、異議申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとするとき。

(新設)

(新設)

(諮問をした旨の通知)

第45条 本学は、前条第2項の規定により諮問をした場合、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を様式第31号により通知しなければならない。

(1) 異議申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)

く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正することとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止することとする場合

3 学長は、情報公開・個人情報保護審査会から諮問に対する答申を受けたときは、遅滞なく、裁決をしなければならない。

4 前項の裁決については、行政不服審査法の定めるところによる。

(諮問をした旨の通知)

第45条 本学は、前条第2項の規定により諮問をした場合、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を様式第31号により通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

<p>(第三者からの<u>異議申立て</u>を棄却する場合等における手続)</p> <p>第46条 第25条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>異議申立て</u>を却下し、又は棄却する決定</p> <p>(2) <u>異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定</u>(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>様式第2号、第3号、第13号、第16号、第17号、第26号、第27号、第32号～第37号 (別紙参照)</p>	<p>(第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続)</p> <p>第46条 第25条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) <u>審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)</u>を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の<u>裁決</u>(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>様式第2号、第3号、第13号、第16号、第17号、第26号、第27号、第32号～第37号 (別紙参照)</p>	
--	--	--

附 則(規程第23号)

- この規程は、平成28年6月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 平成28年3月31日以前の開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は同日以前になされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止に係る不作為についての異議申立てについては、なお従前の例による。